

意見・提言を付し可決

奥松島観光物産交流センター条例について

平成28年第1回定例会において、市長より議案が提出され、「東松島市奥松島観光物産交流センター条例について」を産業建設常任委員会付託により審査し、その他の議案も書面、質疑等により審査し、全議案を可決し

た。本条例は、東松島市及び近隣地域の観光案内、情報の提供、物産の案内等により観光客の誘致を促進し、市民と来訪者の交流の促進を図るために設置する「東松島市奥松島観光物産交流セン

ター」に関する条例です。設置位置は、野蒜北部丘陵団地内の仙石線野蒜駅前で、市民センターと合築するもので、完成予定は本年8月下旬となっています。業務は観光・物産の案内と情報の提供を行うもので、指定管理を予定しているものです。



▲条例審査で現場を視察

委員会では、「当施設は主として観光客のためのものであり、市民センターと合築とは言え、利用時間帯および休日については、市民センターと同一にする必要はなく、観光客にとって利用しやすい規則等により運用するよう提言する」という意見を付し「原案可決すべきもの」とした。

教育委員会委員 木村和彦氏 選任に同意

教育委員会委員に木村和彦氏（赤井）を選任することに同意しました。

今回、現教育委員会委員長の齋藤英彦氏が平成28年5月20日をもって退任することから、新たに教育委員を選任したものです。

人権擁護委員 櫻井清一氏 適任と答申

櫻井清一氏（大塩）の人権擁護委員への推薦につき適任と答申しました。

今回、現委員の櫻井氏が平成28年6月30日で任期満了となることから、人権擁護委員法に基づき、法務大臣に推薦するため、推選について、市長より意見を求められたものです。

新教育長は工藤昌明氏

新教育長選任同意を求めた人事案件が上程され、工藤昌明氏を選任することに同意しました。議長を除く投票の結果、賛成16、反対1でした。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成27年4月1日から施行されることになり、その概要は次の通りです。

- ①教育行政の責任体制を明確化するため教育委員長と教育長を一本化した新教育長を置くこととなり、首長が議会同意を得て任命することになりました。
- ②首長と教育委員会が協議・調整する場として総合教育会議を置くことになりました。
- ③教育長の事務執行に対する教育委員会のチェック機能を強化す



るため、教育委員会が会議の招集を求め、教育長が委任された事務の執行状況を教育委員会に報告する、会議の議事録の作成と公表を努力義務としました。

④児童、生徒等の生命または身体の保護のため、国が教育委員会に指示ができる規定について、いじめによる自殺等が起きた後においても、再発防止のために指示が出来ることが明確化されました。

今回の改正により、地方教育行政の権限と責任が明確になり、全国どこでも責任ある体制を築くことが可能になると考えられています。